

民法等の一部を改正する法律案要綱

第一 民法の一部改正

一 民法第八百七十七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、特別養子縁組における養子となることができないものとする。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とするものとする。 (第八百七十七条の五第一項関係)

二 一の前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに民法第八百七十七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しないものとする。 (第八百七十七条の五第二項関係)

三 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならぬものとする。 (第八百七十七条の五第三項関係)

第二 家事事件手続法の一部改正

一 特別養子縁組の成立の審判事件

1 特別養子縁組の成立の審判事件 (家事事件手続法別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下一において同じ。)における養子となるべき者は、特別養子適格の確認 (養子となるべき者について民法第八百七十七条の六に定める要件があること及び同法第八百七十七条の七に規定する父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合に該当することについての確認をいう。以下第二及び第三において同じ。)の審判 (申立人の二一の規定による申立てによりされたものに限る。)を受けた者又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の

確認の審判（特別養子縁組の成立の申立ての日の六箇月前の日以後に確定したものに限り。）を受け
た者でなければならぬものとする。 （第百六十四条第二項関係）

2 養子となるべき者の親権者（申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定す
る他の一方を除く。以下2において同じ。）及びその親権者に対し親権を行う者は、特別養子縁組の
成立の審判事件において養子となるべき者を代理して手続行為をすることができないものとするこ
と。 （第百六十四条第三項関係）

3 養子となるべき者の父母（申立人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定す
る他の一方を除く。9において同じ。）は、家事事件手続法第四十二条第一項及び第三項の規定にか
かわらず、特別養子縁組の成立の審判事件の手続に参加することができないものとする。 （第百六
十四条第四項関係）

4 家事事件手続法第一百八条の規定は、特別養子縁組の成立の審判事件（当該審判事件を本案とする
保全処分についての審判事件を含む。）における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び申立
人の配偶者である民法第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方について準用するもの
とする。 （第百六十四条第五項関係）

5 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合には、次の(一)及び(二)に掲げる者の陳述を聴か
なければならぬものとする。 （第百六十四条第六項関係）

- (一) 養子となるべき者（十五歳以上のものに限る。）
- (二) 養子となるべき者に対し親権を行う者（養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の親権者

に対し親権を行う者を除く。)及び養子となるべき者の未成年後見人

6 特別養子適格の確認の審判（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判を含む。以下6において同じ。）は、特別養子縁組の成立の審判事件の係属する裁判所を拘束するものとする。この場合において、特別養子適格の確認の審判は、特別養子縁組の成立の審判事件との関係においては、特別養子縁組の成立の審判をする時においてしたものとみなすものとする。 (第百六十四条第七項関係)

7 特別養子縁組の成立の審判は、家事事件手続法第七十四条第一項に規定する者のほか、5(二)に掲げる者に告知しなければならないものとする。 (第百六十四条第八項関係)

8 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しないものとする。ただし、養子となるべき者が十五歳に達している場合は、この限りでないものとする。 (第百六十四条第九項関係)

9 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者の父母に告知することを要しないものとする。ただし、住所又は居所が知れている父母に対しては、審判をした日及び審判の主文を通知しなければならないものとする。 (第百六十四条第十項関係)

10 家庭裁判所は、1の規定にかかわらず、特別養子縁組の成立の審判を、特別養子適格の確認の審判と同時にすることができるとすること。この場合においては、特別養子縁組の成立の審判は、特別養子適格の確認の審判が確定するまでは、確定しないものとする。 (第百六十四条第十一項関係)

係)

11 家庭裁判所は、10の前段の場合において、特別養子適格の確認の審判を取り消す裁判が確定したときは、職権で、特別養子縁組の成立の審判を取り消さなければならぬものとする。 (第百六十四条第十二項関係)

12 特別養子縁組の成立の審判は、養子となるべき者が十八歳に達した日以後は、確定しないものとする。この場合においては、家庭裁判所は、職権で、その審判を取り消さなければならぬものとする。 (第百六十四条第十三項関係)

13 次の(一)又は(二)に掲げる審判に対しては、(一)又は(二)に定める者は、即時抗告をすることができるとすること。 (第百六十四条第十四項関係)

- (一) 特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者及び5(二)に掲げる者
- (二) 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判 申立人

14 養子となるべき者(十五歳未満のものに限る。)による特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行するものとする。 (第百六十四条第十五項関係)

二 特別養子適格の確認の審判事件

1 家庭裁判所は、養親となるべき者の申立てにより、その者と養子となるべき者との間における特別養子縁組について、特別養子適格の確認の審判をすることができるとすること。ただし、養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過する日まで及び養子となるべき者が十八歳に達した日以後は

、この限りでないものとする。 (第百六十四条の二第一項関係)

2 特別養子適格の確認の審判事件 (特別養子適格の確認についての審判事件をいう。以下4及び第三の二1において同じ。) は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。 (第百六十四条の二第二項関係)

3 特別養子適格の確認の申立ては、特別養子縁組の成立の申立てと同時にしなければならないものとする。 (第百六十四条の二第三項関係)

4 家事事件手続法第百十八条の規定は、特別養子適格の確認の審判事件における養親となるべき者並びに養子となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用するものとする。 (第百六十四条の二第四項関係)

5 民法第百十七條の六本文の同意は、次の(一)及び(二)のいずれにも該当する場合には、撤回することができないものとする。ただし、その同意をした日から二週間を経過する日までは、この限りでないものとする。 (第百六十四条の二第五項関係)

(一) 養子となるべき者の出生の日から二箇月を経過した後に行われたものであること。

(二) 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること。

(2) 審問の期日においてされたものであること。

6 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合には、次の(一)から(四)までに掲げる者の陳述を

聴かなければならないものとする。この場合において、(二)に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならないものとする。 (第百六十四条の二第六項関係)

(一) 養子となるべき者 (十五歳以上のものに限る。)

(二) 養子となるべき者の父母

(三) 養子となるべき者に対し親権を行う者 (二に掲げる者を除く。) 及び養子となるべき者の未成年後见人

(四) 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後见人

7 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てに係る特別養子適格の確認の申立てを却下しなければならないものとする。 (第百六十四条の二第七項関係)

8 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の申立てを却下する審判をする場合には、6 (二) 及び (三) に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。 (第百六十四条の二第八項関係)

9 特別養子適格の確認の審判は、家事事件手続法第七十四条第一項に規定する者のほか、6 (三) 及び (四) に掲げる者に告知しなければならないものとする。 (第百六十四条の二第九項関係)

10 特別養子適格の確認の審判は、養子となるべき者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者の利益を害すると認める場合には、その者に告知することを要しないものとする。 (第百六十四条の二第十項関係)

11 家庭裁判所は、特別養子適格の確認の審判をする場合において、6(二)に掲げる者を特定することができないときは、6(二)及び(四)に掲げる者の陳述を聴くこと並びにこれらの者にその審判を告知することを要しないものとする。 (第百六十四条の二第十一項関係)

12 次の(一)又は(二)に掲げる審判に対しては、(一)又は(二)に定める者は、即時抗告をすることができるとすること。 (第百六十四条の二第十二項関係)

(一) 特別養子適格の確認の審判 養子となるべき者及び6(二)から(四)までに掲げる者
(二) 特別養子適格の確認の申立てを却下する審判 申立人

13 養子となるべき者による特別養子適格の確認の審判に対する即時抗告の期間は、養子となるべき者以外の者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行するものとする。 (第百六十四条の二第十三項関係)

14 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判は、その効力を失うものとする。 (第百六十四条の二第十四項関係)

三 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件

1 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件(児童相談所長の第三の一の規定による請求による特別養子適格の確認についての審判事件をいう。以下三において同じ。)は、児童の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。 (第二百三十四条関係)

2 家事事件手続法第百十八条の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件

における児童及びその父母について準用するものとする。 (第二百三十五条関係)

3 家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができないものとする。 (第二百三十九条第一項関係)

4 特別養子適格の確認の審判に係る規定のうち二五、六、八から十三までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用するものとする。 (第二百三十六條第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十八條第二項及び第二百三十九條第二項関係)

四 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

第三 児童福祉法の一部改正

一 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判

1 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、特別養子適格の確認を請求することができるものとする。 (第三十三條の六の二第一項関係)

2 児童相談所長は、1の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によって養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百十七條の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

(第三十三條の六の二第二項関係)

二 児童相談所長の特別養子適格の確認の審判事件の手續への参加

1 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件の手續に参加することができるものとする。 (第三十三の六の三第一項関係)

2 1の規定により手續に参加する児童相談所長は、家事事件手續法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなすものとする。 (第三十三の六の三第二項関係)

三 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二項関係)